

# 丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和8年3月27日(金)  
午後1時30分～午後2時50分  
場 所 市役所3階 303・304会議室

## 2 出席委員

委員	井下由美
委員	松岡舟
委員	立石陽志
委員	久保博紀
教育長	末澤康彦

## 説明のため出席した者

教育部長	山下友通
協働推進部長	田中壽紀
総務課長	土井節子
学校教育課長	岩井俊明
文化財保存活用課長	東信男
まなび文化課長	村尾剛志
総務課副課長	後藤幸功
学校教育課副課長	今井達也
幼保運営課副課長	横山史朗
文化財保存活用課副課長	坂田憲亮
まなび文化課主事	藤本高志
スポーツ推進課統括担当長	富田将友
スポーツ推進課主事	松川高輔

書 記 総務課庶務担当長 小野佳代子

3 傍 聴 なし

4 議 題

- 報告第 23 号 令和 7 年度丸亀市教育委員会表彰被表彰者の追加について  
報告第 24 号 専決処分の報告について（退職者）  
報告第 25 号 専決処分の報告について（人事異動及び新規採用者）  
議案第 53 号 丸亀市立学校県費負担職員の部分休業に関する規則の一部改正について  
議案第 54 号 丸亀市立学校職員の服務に関する規則の一部改正について  
議案第 55 号 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の委嘱について  
議案第 56 号 丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱について（意見聴取）  
議案第 57 号 丸亀市立認定こども園における園医、薬剤師の委嘱について（意見聴取）  
議案第 58 号 丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存活用計画について  
議案第 59 号 第 5 次生涯学習推進計画について  
議案第 60 号 丸亀市立学校体育施設開放実施要綱の一部改正について

## 5 報告事項

丸亀市立学校適正配置等検討委員会からの答申について

今後の水泳授業のあり方について

登録有形文化財の登録について

教育委員会承認「共催・後援」の状況

## 6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。久保博紀委員、井下由美委員。

## 7 議事の概要

---

午後 1 時 3 0 分 開会

---

〔教育長〕

開会にあたり、昨今の状況について少し話をしたい。

まず 1 点目。令和 7 年度末にあたって、先日来、幼稚園、こども園の卒園式、小中学校の卒業式、教育委員の皆さんには、ご出席を賜りありがとうございました。また、3 月 24 日には、それぞれ修了式を行った。約 1 万人の幼児・児童・生徒が、次のステージに向かうことができた。直接園や学校で携わっている教職員のみならず、施設の面、放課後対応の面、給食、文化、スポーツ、文化財を含め、子どもたちに携わっているすべての皆さまに、教育委員会としてお礼を申し上げたいと思う。ありがとうございます。

また、東中学校に国際教室が設置されているが、中 3 の生徒が 5 名在籍している。1 名は母国に帰国するが、4 名は公立・私立の全日制の高校に進学することができている。また友遊の

中3の生徒は全員高校進学、進路が決まった。こういうところが丸亀の教育の一番大事にしてきたところであり、先人が積み上げてきた価値ある成果だととらえている。多様な子どもたちがいる。すべての子どもたちにしっかり関わってくださっている丸亀の先生方に感謝申し上げたいと思う。また、そういうところをこれからも大切にしていかなければいけないと、決意を新たにす。

2点目、地域とともにということである。城東こども園の園舎新築、関係者、地域の方々が多く集まっていた。それに引き続いて、城東こども園の園章と園歌の紹介があった。どちらも青の山、土器川、そして歌の方には丸亀城が入っており、地域の方々の思いが込められているというふうに思った。改めて園や学校というのは、地域とともにある、地域の方々に支えられているということを感じた。その期待に応えられるよう、よりよい教育、保育の充実に努めていきたいと思った。

3点目、次年度に向けて、3月議会で令和8年度予算の議決をいただいた。お手元にお配りしているが、教育大綱も次年度から改定される。教育委員の皆さまには、教育大綱の改定にあたり、ご意見を賜りありがとうございました。また、市全体としても、第三次丸亀市総合計画が示されている。その基本方針の1番目に「心豊かな子どもが育つまち」というふうに示されており、人づくりがまちづくりの基盤であるとの意味もあると思う。

人づくり石垣プロジェクトの3年目になる。教育委員会としても、しっかりと人づくりに取り組んでいきたいというふうに、7年度を振り返って、8年度に向けて大事にしたいと思うのは、連携とか協働ということである。子どもたちをめぐる課題をみると、就学前教育や保育、義務教育9年間、その期間の充実だけは、もうとても対応できないというふうに考える。その期間の充実はもちろん、生涯学習を含めた長期間のスパン、また地域の方や様々な機関との連携、広く長期的にみて対応する必要があるというふうに考える。そういう意味から連携とか協働が重要である。我々も含めて、また事務局の皆さんも含めて、これまで以上に、何のための取り組みや事業であるかということも共有、確認し、また情報もしっかりと共有して、連携、協働を意識して取り組んでいかなければいけないと考えている。

## 報告第23号 令和7年度丸亀市教育委員会表彰被表彰者の追加について

〔総務課長〕

令和7年度丸亀市教育委員会表彰被表彰者の追加については、12月定例教育委員会及び1月定例教育委員会において報告した教育委員会表彰の被表彰者に加え、学校等から追加推薦があり、丸亀市教育委員会表彰規程に基づき令和8年2月17日、3月19日に表彰審査会を開き、被表彰者を決定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第1号に基づき教育委員会に報告するものである。

報23-2のとおり、小学生個人5名、中学生個人4名、合計9名を追加し、被表彰者と決定

した。

特になし

**報告第 24 号 専決処分の報告について（退職者）**

**報告第 25 号 専決処分の報告について（人事異動及び新規採用者）**

[総務課長]

専決処分の報告については、令和 8 年 3 月 31 日付け退職者並びに令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動及び新規採用者について 3 月 25 日に教育長専決を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

内容は、報 24-2～報 25-8 のとおり。

特になし

**議案第 53 号 丸亀市立学校県費負担職員の部分休業に関する規則の一部改正について**

**議案第 54 号 丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部改正について**

[学校教育課長]

丸亀市立学校県費負担職員の部分休業に関する規則及び丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受け、香川県教育委員会が公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県立学校職員の服務に関する規則の一部を改正したことに伴い、所要の改正を行うものである。

内容は、議 53-1～議 54-5 のとおり。

[委員]

子育て部分休暇、来年度からトータル年間 10 日までというふうなことで説明があった。今年度までは年間何日までだったのか。

[学校教育課副課長]

今年度は 1 日 120 分までということであったが、新たに 1 日 120 分までというものに加えて新設されたのが、1 年間で 10 日までということ追加になった。

[委員]

今年度までは 10 日以上でも大丈夫だったということか。それが変わった理由は何があるのか。

〔学校教育課副課長〕

今までは1日120分を超えないのであれば10日以上でも大丈夫だったが、来年度からは10日以内ということで、1日120分を超えても年間10日を超えなければ構わないという形になる。

今まで1日120分までという制限があったので、なかなか育児に関わる120分超える場合に取りにくいというのがあったので、1年間で10日とすることによって、まとめて、子育て部分休暇が取得できやすくなり、特に男性の方がより子育てに参加しやすくなった。

〔教育長〕

子育てで何かイレギュラーなことがあったときに部分休業が取りやすくなったという理解でいいか。

〔学校教育課副課長〕

そうである。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### **議案第55号 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の委嘱について**

〔学校教育課長〕

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の委嘱については、学校（園）医（内科・眼科・耳鼻科）、学校（園）歯科医、学校（園）薬剤師、及び産業医の委嘱の任期が令和8年3月31日で満了するため、丸亀市医師会、綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、丸亀市学校薬剤師会からの推薦に基づき、新たに2年の任期で委嘱するものである。

内容は議55-1～55-7のとおり。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### **議案第56号 丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱について（意見聴取）**

〔幼保運営課長〕

丸亀市立認定こども園における学校評議員の委嘱については、丸亀市立認定こども園条例施行規則に基づき委嘱している現在の評議員の任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、こども園長等の推薦を受けた者を新たに令和8年4月1日から1年間、評議員として委嘱するにあたり、丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第3号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するものである。

内容は議56-2～56-3のとおり。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### **議案第 57 号 丸亀市立認定こども園における園医、薬剤師の委嘱について（意見聴取）**

〔幼保運営課長〕

丸亀市立認定こども園における園医、薬剤師の委嘱については、丸亀市立認定こども園条例施行規則に基づき委嘱している現在の園医、薬剤師の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となるため、丸亀市医師会、綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、丸亀市学校薬剤師会からの推薦に基づき、新たに令和 8 年 4 月 1 日から 2 年間、園医、薬剤師として委嘱するにあたり、丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第 3 号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取するものである。

内容は議 57-2～57-3 のとおり。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### **議案第 58 号 丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存活用計画について**

〔文化財保存活用副課長〕

丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存活用計画については、パブリックコメントを実施したうえで、「丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存活用計画」を策定したので、教育委員会の決定を得たい。

今後の活用計画について。本計画は、笠島伝統的建造物群保存地区が、今年度選定 40 周年を迎えたことを契機に、歴史的景観を適切に保存するとともに、地域資源として活用していくため、丸亀市保存条例に基づき、基本方針を定めるものである。これまでの保存計画では、まち並みの保存を中心としてきたが、今回策定した保存活用計画では、その考え方を踏まえ、地域活性化や人材育成、交流促進といった活用の視点を加えた内容としている。

2. 計画の位置付けについて。本計画は、丸亀市総合計画を上位計画とし、令和 8 年度から 8 か年を期間とする第三次丸亀市総合計画における、主要な取り組みである歴史文化の継承を具体化する計画として位置付けている。本計画自体に期間を設けていないが、総合計画の見直しに合わせて、点検見直しを行うという考えでいる。

次に、内容の特徴について。6. 保存及び活用のための必要な事業計画になる。これまでの保存計画保存計画の考え方を引き継ぎ、保存と活用を一体的に進めるため、情報発信、人材育成、施設整備と空き家活用、離島環境を生かした取り組みを新たに整備している。保存したまち並みを地域の魅力として生かし、人や交流につなげていく点が本計画の特徴である。

計画の経緯について。昨年 8 月の審議会では計画骨子を確認し、10 月には現地視察を終えて、

検討を重ね、1月の審議会において計画原案を決定した。その後、パブリックコメントを実施したが、意見はなかった。本日の審議を経て、告示を行い、計画を決定した後、文化庁の認定を受け、正式に保存活用計画として公表する予定である。

〔委員〕

この事業については40周年ということで、着実に進んでいることがわかった。そして、第二次まではスムーズにあって、第三次に新たなステージでまた8年間行うということで、情報発信や人の交流、活用をしていくことが1つの大きなテーマだと思う。以前にも少し話したが、私も本島で勤務していて、本島港から笠島に行くまでの2キロぐらいの距離が1つ、それをクリアできれば大きな丸亀の財産となって、活用が大きく進んでいくと思う。交通の面で何か考えているとか、8年間を通して進めていく、国からの補助金を使ってできることなど、そういうふうなイメージはあるか。

〔文化財保存活用課副課長〕

現地へのアクセスについては、本島港から徒歩で約15分と距離があるので、ここを整理することはなかなかハードルが高い。例えば、そこを通過するところに、看板や案内サインを設置する、また観光客に対してPRすることで、いろいろな視点から、本島の歴史を感じていただくような、魅力ある取り組みというのも今後考えていく必要があると思っている。

〔委員〕

徒歩15分と言っていたが、そんなことはない。小学生が現地に行き往復するが、片道30分ぐらいは必要だと思う。そこに大きな魅力があるのだから、間接的な案内板を出すのではなく、もう少し利便性が上がるようなものになれば、笠島としての価値がもっと上がる。

日本全国にはいろいろな離島もあり、そこでは人を呼ぶためのいろんなアイデアが行われているので、文化財活用課の方でそういうところへ行く機会があれば調べて、ぜひヒントになるものを見つけてほしい。国の方からのお金もあるし、アイデアは日本中いろんなところに落ちていると思うから、時間はまだあるので考えていただければ、丸亀の魅力が上がると思う。

〔委員〕

今回の保存活用計画が令和8年度からということだが、今回保存活用の「活用」の部分について、積極的な取り組みをとるというコンセプトの中の計画だと思うが、そのためには当然予算の裏付けが必要になってくる事業もあると思う。令和8年度予算で、この計画に基づいて、何か反映されているようなものがあるのかどうかというところが1点。

今後予算要望については、この計画が大きな根拠となってくると思うので、それぞれ担当課

として9年度以降の予算要望の中で考えているようなことがあれば、教えていただける範囲内で、教えていただきたい。

〔文化財保存活用課副課長〕

1点目の令和8年度予算においては、ふるさと財団の事業を活用して、伝建地区の先進地である、福井県の若狭地区から講師の時岡さんという方を招へいして、どういうふうにしたら現地の歴史資源を活用できるかといった点をアドバイスいただきながら、どういった事業、どういった進め方をしていくか、計画を立てていく。

それから、2点目の令和9年度以降については、笠島の町並みの中に、公共施設としてまち並み保存センターや藤井邸文書館、真木邸といった施設があるので、そういったところをさらに活用してもらえるように、どのようにして使っていただくことが観光客や地元の方に有効にその施設を使っただけになるのかといったところを、もう少し計画を立てて、まち並み保存地区の拠点施設として、活用できるように進めていきたいと考えている。

〔文化財保存活用課長〕

来年度だが、まず調査分析業務ということで、交流や促進、観光需要とか、地域資源等の整理分析をまず行い、その成果を元に今後考えていきたいと思っている。

〔委員〕

この計画の中には具体的な事業として、こんなことを進めていくということは、まだ書き込まれてはないというふうに理解した。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

### 議案第59号 第5次生涯学習推進計画について

〔まなび文化課長〕

第5次生涯学習推進計画については、令和8年1月定例教育委員会にて承認をいただいた「第5次丸亀市生涯学習推進計画（素案）」について、パブリックコメントを実施したうえで、同計画を策定したので教育委員会の決定を得たいのである。

〔まなび文化課主事〕

本計画は、1月の教育委員会にて素案の内容についてご協議をいただいた。その際、一部文言の表現の統一についてご指摘をいただいた点などを修正して、パブリックコメント、社会教育委員の会議での審議、庁議を経て、策定が完了した。内容については、素案から大きく変更

していないため、省略する。

パブリックコメントについては、令和8年1月5日から2月3日までの間で実施した結果、2件のご意見をいただき、意見の概要と市の考え方をまとめた上で、公表した。

第5次生涯学習推進計画案に関する意見と市の考え方。まず1件目、地域活動が高齢層に偏り若い世代が参画しにくい状況を改善すべきという意見であった。地域コーディネーターやコミュニティスクールも高齢化が進んで、主体的な活動が生まれにくいという課題があること、防災士などの資格も実践に繋がりにくいとの指摘があった。背景には、仕方なく関わるという雰囲気があって、10代から40代が意見を反映して、主体的に参加できる環境整備が必要であり、中高生の段階で地域に触れる機会づくりが重要だという提案をいただいた。これに対する市の考え方として、次のとおり回答している。

まず、若い時代を含む多様な人材が地域活動に参加できる環境づくりを重視していること、担い手の多様化に向け、人材育成と参画機会の拡大を進めること、中高生が地域と関わるための交流対話などといった機会を充実させること、防災士をはじめとした資格は、取得後の実践に繋がる仕組みを整理すること、世代間対話や参画しやすい環境を整え、地域で活躍できる人材を広げていくこと、以上が1点目のご意見への対応となっている。

次に、2点目については、飯山東小川児童センターよりいただいた。意見としては、ウェルビーを基軸にした推進計画を評価いただいた上で、主に3点の提案が寄せられている。第1に、子どもたちの声が市に届く仕組みを作って欲しいこと、懇談会や紙面での意見発信などが例として挙げられた。第2に、先進的な取り組みを行う指定校を設け、継続的な研究と発表を進めて欲しいということ。第3に、地域コーディネーターが意欲を持てるよう、質の高い研修の実施を求める。最後に、市には魅力ある事業イベントの充実を望む声があり、東小川児童センターとしても、市と連携しながら、子どもたちの育成に引き続き関わっていきたいという意向が示されている。これに対する市の考え方として、次のとおり回答している。

1点目の子供の意見表明については、多様な主体との会話や子どもが地域と関わる機会の充実を通じ、子どもの声が市政に反映される場づくりを進めること。2点目の学校と地域の連携による研究発表の取り組みについては、学びの質の向上や地域への広がりについてを考慮しており、関係部署学校と連携して実施方法を検討すること。3点目の地域コーディネーターの育成については、本計画の重点と位置付けており、実践的で意欲向上に繋がる研究を充実させ、学びが地域で生かされる体制を整えること。最後に、今後は多様な主体と協力し、魅力ある事業の実施に努めること。さらに東小川児童センターについては、市の方針に基づき、子どもたちが主体となる事業を適切に進めていただき、地域全体で子どもを支える取り組みを一層広げていくことと、回答している。以上が2点目のご意見の対応となる。

それと、本パブリックコメントの結果報告であるが、2月19日の社会教育委員の会議で行い、本意見による計画の内容の変更は不要と判断した。その上でその場で計画の内容の最終的な審

議を行った。その後、当会にて原案として取りまとめ、令和8年3月4日付で市長に建議され、3月18日の庁議にて承認をいただき、策定完了とした。今後、令和8年度より計画に基づき事業を実施するが、各年度の取り組みについては、別途実施計画を定め進行していく予定となっている。以上が、第5次丸亀市生涯学習推進計画の策定の経緯である。

〔教育長〕

パブリックコメントが2つあったが、それぞれ非常に現状に立ったご意見というふうに見える。特に、2点目の東小川児童センターの方々は、子どもたちの現状を踏まえてということもあり、冒頭私の方で少し話した、本当にいろいろなところがいろいろな立場から、子どもたちやこれからの社会づくりについて、意見を持ち、前向きに取り組んでおられる。そういうことから考えると、より教育委員会や市全体としても、しっかりと受けとめていくと同時に、それぞれがそれぞれでやるというのはなかなか難しい。学校も限られた時間と労力であるので、さまざまな面で連携したり、協働して取り組んでいただけたら、ありがたいというふうに思う。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

#### 議案第60号 丸亀市立学校体育施設開放実施要綱の一部改正について

〔スポーツ推進課副主任〕

丸亀市立学校体育施設開放実施要綱の一部改正については、学校体育施設開放事業における運用変更に伴い、所要の改正を行うものである。

内容は議60-1~4のとおり。

〔教育長〕

この件については、主に学校の教頭が携わっているが、本当に大きな業務の時間を取ったので、このシステムは非常にありがたいと思う。利用者もそうだが、扱う側の働き方の改善に繋がるので、引き続きお願いしたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

## 8 報告事項

### 丸亀市立学校適正配置等検討委員会からの答申について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校適正配置等検討委員会については、学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方を取りまとめるという目的で、8月を第1回目に計5回開催した。3月11日に漆原

会長から答申書が出されたので、答申書について説明する。ポイントを申し上げる。

まず、2の適正規模については、小中学校ともに、1学年2学級以上、原則として1学級20名以上が望ましいとされている。

3の適正配置については、通学距離は小学校4キロメートル、中学校6キロメートル、通学時間は概ね1時間以内を基準とする。小学校で通学距離が2.5キロメートル、または通学時間が40分を超える場合には、安全な通学環境づくりに努められたい、と記載されている。

また、4の付議事項について、今後学校再編に向けた具体的な検討を速やかに進められたいということが書かれている。

以上の点を踏まえて、教育委員会としては、今後具体的な内容についての検討を進めていきたいと考えている。

〔教育長〕

私も答申を受けたものとして、少し補足する。基本的な考え方についてであるが、今回教育的な観点から学校というものをどうあるべきか、そういう観点から議論をしていただいて、ご意見をいただいたものと理解している。これからの非常に大きな変化の社会に生きる子どもたち、特に少子化の急速な進展、それと同時に社会の変化、そこで子どもたちはどのような力が必要であるかというようなことから、ご意見をいただいて、主には学習集団としてのボリューム、同時に、安全面の確保、地域の中での学校の位置付け、また地域性というようなところからもご意見をいただいている。

#### 今後の水泳授業のあり方について

〔総務課長〕

学校水泳授業のあり方について。初めに、全国的な動向であるが、猛暑による熱中症リスクや天候不順、生徒が水着を敬遠するなど、ジェンダーへの配慮が必要となってきたこと、また、施設の老朽化による財政負担の増加などから、水泳の実技授業を廃止する自治体や、水泳授業期間中の水質管理等が教員の業務負担となっており、文部科学省からは、教師の授業に専念できるように、外部委託等を積極的に検討するよう通知がなされたこともあり、民間に委託する自治体も増えてきている状況にある。

次に、2の本市の現状について、全国と同様に雷などの天候不順や猛暑により中止することが増えており、また、学年が上がるにつれて欠席率は上昇し、中学生では23%が欠席している。

施設面では、本市21の学校プールのうち、14校は築20年を経過しており、老朽化により、順次、修繕や改修を実施しなければならない状態にあるが、その他の7校は新しく、新旧が併存している。また、その学校プールの改修費や維持管理費は物価高騰等により、非常に増加している。さらに、本市が取り組む人づくり石垣プロジェクトの1つ、教職員の働き方改革とし

て、水質管理等の業務負担及び心理的負担の軽減を図らねばならない。

そこで、校舎改築工事に伴い、水泳授業を民間に委託している城東小学校での執行状況について、3の(1)にメリットとデメリットを示している。メリットとして児童からは「専門的指導を受けられ、学習意欲が向上した」、「屋内のため気温が安定していて快適」などの意見があり、教員からも、「気候に左右されず授業ができ、専門的指導で泳力が向上した」「清掃や水質管理などの業務負担や心理的負担が軽減された」と好評であった。一方デメリットとしては、水泳授業の回数が減るとあったが、こちらは移動の時間を考慮して、2時間を充てているため、水泳時間は確保されている。それと、バスで往復する移動時間が必要になることが、児童と教員から出ていた。また、民間事業者からは、受け入れ体制の構築や、バスとスタッフの確保が困難なことが挙げられていた。市としては、受け入れ事業者が市内では2社と限定的なことがある。

(2) 民間委託にあたっての基準となる諸条件として、伊藤スイミングスクールの場合、受け入れは小学生に限り、学校の児童規模が土器校で600名以内、郡家校で300名以内が限度とされている。また、移動距離は直線距離で3キロ以内、移動時間は片道10分程度、これは授業時間確保のため、学校と委託事業者双方の意見によるものである。

これらのことから、4. 今後の水泳授業の実施方法について、本市はため池や河川が多く、海にも面しており、幼いころに泳力を身につけることは、命を守る観点からも重要であるとの考えから、小学校での水泳実技授業は、以下の民間委託、学校プールの共同使用、自校授業、インストラクター派遣、これは専門的指導を受ける機会を保障するために考えている。このいずれかの方法で継続実施することとし、中学校については、改修等が必要となったところから開始し、座学で行いたいと考えている。

小学校での実施方法については、5. 実施方法の決定プロセスにより決めたいと考えている。

まず(1)の民間委託では、3、(2)の委託の基準となる諸条件に合う学校で改修が必要か学校から民間委託を施行し、委託事業者に執行状況の確認を行い、児童、保護者に意向調査を行った後に、学校と協議して、委託の可否を決定する。

次に、学校プールを共同使用する方法では、共同使用する学校の組み合わせを教育委員会から提案し、授業の時間割調整が可能か、学校間で協議してもらう。そして民間委託及び学校プールの共同使用方法以外の小学校については、自校での授業を継続することとし、学校プールを使用する学校については、希望によりインストラクターの派遣を検討したいと考えている。

参考として、学校プールの維持費及び民間委託費を記載している。

学校プールの年間経費は、1校当たり約785万円、委託料は1人当たり約1万2,000円となっており、大規模校以外は民間委託に費用対効果があることがわかる。

次に、民間委託の施行順として、現在試行している城東小学校以降は、委託の諸条件に合う学校、スイミングスクールから3キロ圏内の小学校のうち、大規模校を除く学校プールが古い

順に記載しており、改修等が必要となった際に、民間事業者と協議しながら試行していきたいと考えている。

〔委員〕

今説明いただいた中で、「4. 今後の水泳授業の実施方法」の内容についてであるが、小・中学校のそれぞれで、このような考え方で進めていくということを記載内容に加えて説明された。ぜひその内容をここに文面として記載しておいてほしい。今後状況が変わっていく中であっても、小学校においては必ず実施するというのを。命を守る教育という観点からということが説明であったように、そこは変えてはならないところだと思うので、ぜひ書き込んでいただきたい。

2点目が、今後伊藤スイミングを中心に民間委託を進めるという1つの方向性が示されているが、これは教育に携わるという点から、例えば、今委託している学校が、学校運営協議会の委員の中に、この関係者の方に入っていていただいて、学校としてこういう教育を進めているからという中に、伊藤スイミングにお願いするのであれば、教育という視点から、主体者意識を持って取り組んでいただけるということなので、そのあたり今後考えておく必要があるのかなというふうに感じた。

〔教育長〕

2点目は、伊藤スイミングという、民間業者であっても、教育に携わるという点から、教育の主体者として関わるということ。ご意見として、例えば学校運営協議会にいうことで。

〔委員〕

広く子どもたちの日常の姿などもみて、携わっていただくということは、教育効果を生む大切な視点だと思うので、依頼するにあたってそのような意識も持っていただけるような働きかけや仕組みづくりをご検討いただきたい。

〔教育長〕

報告書もいただいており、非常に細やかな段階に応じた指導もあり、その子がどれだけ伸びたかという、そういうような評価もいただいているところであるが、ただあくまでも教員がそれをもとに評価すると、評定について評価することになっている。あくまで学校の授業であるから、学校の教員が主体であってということ。しかしながら、そこに携わるという点で、委員さんのご意見というのは、貴重な視点として、また検討していただきたい。

〔委員〕

地域とともにある学校づくりの一環として水泳授業のあり方の方向性が示されているとも感じる。その意味で、一つの楔となるものかなと思う。

〔委員〕

城東小学校とか郡家小学校なんかも、非常にプールが古いので、民間委託する必要があると思う。その場合に、その水泳という時期は、イメージとしては6月、7月ぐらいであるが、その学校数が増えた場合には、例えば5月から11月とか、スイミングの方にも柔軟に対応してもらうようなことは可能か。

〔総務課長〕

民間のスイミングスクールの場合は、温水で冷暖房を完備しているので、年間を通しての委託を今後検討していくようになろうかと考えている。その方が民間としてのメリット、雇用の面とインストラクター派遣というところも含めると、可能性が高まると思う。

### 登録有形文化財の登録について

〔文化財保存活用課長〕

登録有形文化財の登録について。3月26日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、国内の建造物139件のうち、新たに登録するよう文部科学大臣への答申が行われ、今年度申請を行っていた本市2件、延寿閣別館と明治天皇丸亀藩行在所碑が新たに追加登録された。

登録有形文化財とは、国が価値のある方に認めたもので、社会の中でも厳しい規制があるわけではなく、生活にあって使いながら保存等を目的とした制度である。

延寿閣別館であるが、丸亀市一番丁、丸亀城の三の丸にある。登録基準としては、造形の規範となっているものとして行われた。現在は、城泊の施設として活用している施設である。

もう1点が、明治天皇丸亀藩行在所碑である。これは市役所のすぐ東側の護国神社敷地であり、登録基準は再編することが容易でないものとして登録する基準となった。

### 教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回報告の期間は令和8年2月4日から3月17日までで、後援申請が15件あり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから14件を承認し、1件を不承認としている。

不承認の1件は、「いきものワールド in コンベックス岡山」で、コンベックス岡山が主催する体験型のイベントであるが、入場料の徴収があり商業性が高く、教育性に直結するものではないことから、営利事業または営利的意図をもって企画されたものとして不承認とした。

特になし

## その他

[委員]

途中意見を言った時にまとまっていなかったなので、追加で意見する。

丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存活用計画についてで、新しく第3のステージに入り、いろいろ情報発信など考えている、今回のテーマは活用とか人の交流が大きなテーマとなると。その中で、交通の部分は1つの大きなキーポイントになる。

そこで市にお願いであるが、できたら一度当たってもらったらありがたいというのが、例えば本島汽船は、牛島に寄っている。その客船について、丸亀から本島に行く12時10分便を笠島まで延長できないか。帰りは本島14時15分発の客船を笠島から出せないか。もしこれが実現できれば、人の交流は大きく前進し、大きな解決になるのではないかなと思う。ただ安全面が一番だと思うので、その部分でだめだったら仕方ないと思うが、この1年間以内ぐらいで、当たっていただいて、情報があればまた教えてくれたらありがたいと、個人的には思っている。

## 9 閉会

午後2時50分